東陽倉庫株式会社
TOYO LOGISTICS CO., LTD.

平成２２年３月３０日

各　　　位

会 社 名　東 陽 倉 庫 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長 白 石 好 孝
（コード番号　9306 東証・名証第１部）
問合せ先　上席執行役員管理本部長 山 岸 博 之
（TEL. 052－ 581－ 0251）

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成２２年３月３０日開催の取締役会で、「内部統制システム整備に関する基本方針」について、下記のとおり一部改正することを決議しましたのでお知らせいたします。なお、変更部分は下線で示しております。

記

１．内部統制基本方針

(1)　当社では、平成 17 年８月に「東陽倉庫グループ倫理規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としています。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)　取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、保存期間は、文書<u>取扱</u>規程によるものとします。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)　不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める危機管理体制を整えることとしております。

(2)　財務報告に係るリスクについては、内部統制管理規程に基づき、代表取締役社長の直属機関である内部統制委員会を中心とした全社体制を整えております。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)　取締役の職務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

(2)　業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化するために、平成 14 年６月より、執行役員制度を導入しております。

５．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)　東陽倉庫グループ倫理規範に基づき、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令及び定款順守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。

(2)　コンプライアンス統括室を設け、東陽倉庫グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めます。

(3)　重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令及び定款への適合性を調査･検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制とします。

(4)　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係を持たないことを徹底します。また、反社会的勢力対策規程を定め、総務部を担当責任部署とし、組織的に対応する体制としております。

６．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)　当社グループに共通の東陽倉庫グループ倫理規範に基づき、グループの役職員一体となった順法意識の醸成を図っています。

(2)　当社は、子会社に対し監査室による定期的監査を実施し、その報告を受けると共に、子会社との定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めます。

７．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)　現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、必要に応じて、同使用人を置くこととします。同使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

８．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)　取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとします。

(2)　監査役会は、代表取締役、監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。

９．財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)　当社グループは、金融商品取引法および付随する基準等ならびに会社法を遵守し、財務報告に係る内部統制を構築しております。

(2)　内部統制の整備・運用・評価は、社内規程に則り、代表取締役社長の直属機関である内部統制委員会を中心として行っております。

(3)　内部統制システムに不備が生じた場合は、速やかにその原因を追究し改善を図っております。

以上